国立大学法人電気通信大学情報セキュリティ監査規程

制定 令和3年9月13日規程第11号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人電気通信大学情報システム運用基本規程(以下「運用 基本規程」という。)第9条第4項の規定に基づき、情報セキュリティ監査の実施等に関 し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規程における用語の定義は、この規程に特段の定めがある場合を除き、運用 基本規程の定めるところによる。

(情報セキュリティ監査計画の策定)

- 第3条 情報セキュリティ監査責任者(以下「監査責任者」という。)は、別に定めるところにより、情報セキュリティ監査の実施についての年次計画を立案し、学長の承認を得るものとする。
- 2 学長は、前項の年次計画(以下「年次監査計画」という。)において実施する情報セキュリティ監査のほか、情報セキュリティの状況の変化に応じて必要と判断した場合には、臨時の情報セキュリティ監査の実施を、監査責任者に指示することができる。
- 3 監査責任者は、前2項に基づき実施する個別の監査業務ごとの監査実施要領を定める ものとする。
- 4 前3項に定めるもののほか、年次監査計画の立案、承認手続き及び監査実施要領の記載項目その他必要な事項は、別に定める。

(情報セキュリティ監査を実施する者の要件)

- 第4条 監査責任者は、情報セキュリティ監査(以下「監査」という。)を実施する場合には、監査の対象となる部局等(以下「被監査部局等」という。)から独立した監査を実施することができる者(以下「監査実施者」という。)に対して、監査の実施を依頼するものとする。
- 2 監査責任者は、必要に応じて、監査業務の一部を監査対象システムの詳細情報を保有する部局等に依頼し、又は外部の者に契約をもって委託することができるものとする。
- 3 情報システムを監査する場合にあっては当該情報システムの構築又は開発をした者、 情報資産の運用状況を監査する場合にあっては当該情報資産を運用している者は、その 監査を担当してはならない。
- 4 第2項の外部の者の選定にあたっては、別に定めるところによるほか、被監査部局等 との独立性を有し、かつ監査遂行能力がある者を選択できるように配慮するものとする。 (監査員の権限)
- 第5条 監査責任者及び監査実施者(以下「監査員」という。)は、被監査部局等に対して、 監査の実施上必要な情報の提供及び説明並びに情報資産の使用を求めることができる。
- 2 被監査部局等は、前項の監査員の求めに対し、正当な理由なくこれを拒否することはできない。

(被監査部局等の遵守事項)

- 第6条 被監査部局等は、円滑に監査が実施できるよう監査員に協力しなければならない。 (内部監査室規程の準用)
- 第7条 国立大学法人電気通信大学内部監査室規程第12条及び第13条の規定は、この 規程に基づく監査の実施に準用する。この場合において、「被監査部署」、「室長」、「内部 監査」及び「内部監査計画書」とあるのは、それぞれ「被監査部局等」、「監査責任者」、 「監査」及び「監査実施要領」と読み替える。

(監査の実施)

- 第8条 監査員は、監査実施要領に従って監査を実施するものとする。ただし、緊急又は 特に必要と認められるときは、監査責任者の指示に基づき、これを変更して実施するも のとする。
- 2 監査員は、被監査部局等において手順(運用管理規程第3条第5号に規定する手順をいう。次項及び次条において同じ。)が作成されている場合には、それらがポリシーに準拠しているか否かを確認するものとする。
- 3 監査員は、被監査部局等における実際の運用が手順に準拠しているか否かを確認する ものとする。
- 4 監査員は、監査業務の実施記録及び意見表明の根拠となるべき証拠その他関連資料等 (被監査部局等から提出のあった資料等及び第三者から入手したものを含む。以下「監 査調書」という。)をとりまとめ、監査責任者へ提出するものとする。
- 5 監査責任者は、監査調書に基づき監査報告書を作成し、学長へ提出する。 (情報セキュリティ監査結果に対する対応)
- 第9条 学長は、監査報告書の内容を踏まえ、被監査部局等の部局総括責任者に対して、 指摘事案に対する対応の実施を指示するものとする。
- 2 学長は、監査報告書の内容を踏まえ、監査を受けた部局等以外の部局等においても同種の課題及び問題点がある可能性が高く、かつ緊急に同種の課題及び問題点があることを確認する必要があると判断した場合には、他の部局等の部局総括責任者に対しても、同種の課題及び問題点の有無を確認するように指示するものとする。
- 3 部局総括責任者は、監査報告書に基づいて学長から改善を指示された事案について、 対応計画を作成し、報告するものとする。
- 4 学長は、監査の結果を踏まえ、既存の手順の妥当性を評価し、必要に応じてその見直しを指示するものとする。

(権限の委任)

- 第10条 学長は、運用基本規程に特に定めがある場合のほか、この規程に基づき処理すべき事項(次条を除く。)を、最高情報セキュリティ責任者に委任することができる。 (雑則)
- 第11条 この規程に定めるもののほか、監査実施者の任命その他の手続きに関し必要な事項は、学長が別に定める。

附則

この規程は、令和3年9月13日から施行する。